

廃リ第 458-20 号
平成 30 年 3 月 29 日

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会 会長 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長



高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処分期間内の
早期処理に関する周知徹底について（依頼）

日頃より、環境行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、本県の高濃度 PCB 廃棄物は、J E S C O 北九州事業所において処理が行われているところですが、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、J E S C O の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しており、本県の高濃度 PCB を使用した安定器は平成 32 年度末と、当該期限は限られています。

また、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、当該処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物を J E S C O に処分委託すること、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度 PCB 使用製品」という。）の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄すること等が PCB 特別措置法により義務付けられています。

当該処分期間を経過して高濃度 PCB 廃棄物を保管している場合、行政による改善命令、罰則等の対象となることから、お手元の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について、処分期間内に確実に処分委託を行う必要があります。

つきましては、貴団体内及び貴団体に所属する事業者等に対して、PCB に対する基礎知識、処分期間内の確実かつ適正な処理のための対策等及び下記対応事項の周知徹底を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に御協力をいただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

記

1. 高濃度PCBを含む蛍光灯安定器などの有無を確認してください。
 - (1) 都道府県市が実施する、未処理の高濃度PCBを含む蛍光灯安定器などの有無を網羅的に把握するための調査(掘り起こし調査)への協力をお願いします。なお、PCB含有の有無の判断等については、下記の参考資料及び参考情報を御活用ください。
2. 高濃度PCBを含む使用中の蛍光灯安定器等を所有している場合には、処分期間内に使用を中止してください。
3. 高濃度PCBを含む蛍光灯安定器等を保管・所有している場合は、届出をして、早期にJESCOに処分委託を行ってください。
 - (1) PCB特別措置法に基づく鹿児島県又は鹿児島市への各種届出を行ってください。
 - (2) 高濃度PCB廃棄物等をJESCOに登録し、処分期間内の早期に処分委託を行ってください。なお、登録、委託契約等に関する手続きについては、JESCOホームページを御確認いただくか、下記JESCO登録担当連絡先までお問合せください。

※ 高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー)については、処分期間が過ぎていますが、万が一発見された場合は、至急当課まで御連絡ください。

<添付資料>

○ PCB使用照明器具に関する情報(パンフレット)

<http://jlma.or.jp/siryu/pdf/pamph/PCB.pdf>

<参照先>

○ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)ホームページ

<http://www.JESCOnet.co.jp/>

○ (一社)日本照明工業会ホームページ

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

<問合せ先>

鹿児島市鴨池新町10番1号

産業廃棄物係 東瀬戸, 吉田

電話 099-286-2596

E-mail emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

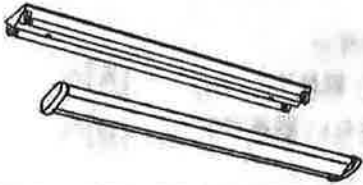
PCB使用照明器具に関する情報

PCB安定器(コンデンサ)を使用した照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

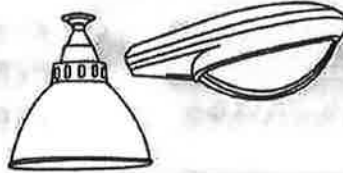
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



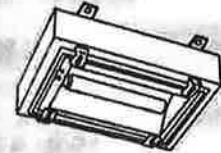
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



安定器(コンデンサ)のPCB含有の判別方法

安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できる。

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」
(生衛発第1798号 平成12年12月13日)によれば、

PCBを使用した安定器は昭和32年(1957年)1月から
昭和47年(1972年)8月までに製造された。

- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された照明器具については、PCB使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性がある。
- (一社)日本照明工業会は、昭和52年(1977年)3月までは、対象機器として扱うことが望ましいと考える。

詳細は各メーカーにお問い合わせるか、
(一社)日本照明工業会ホームページを参照してください。

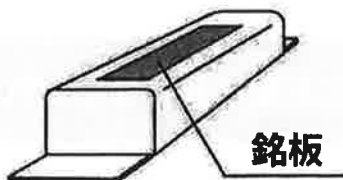
<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb/index.htm>



安定器の種類によりPCBコンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。

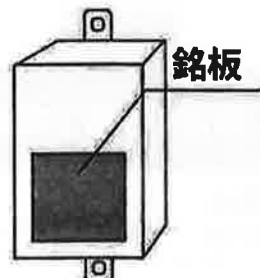
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



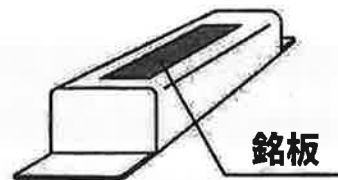
水銀灯安定器(別置)

(取付台・ボール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

(器具本体に内蔵または別置)



PCB使用安定器の判別方法

銘板情報をご確認ください

製造メーカー名と製造年/月(ロット番号)をご確認ください。



古い施設用の蛍光灯器具、水銀灯器具及び低圧ナトリウム灯器具がある場合。
内蔵されている安定器(または照明器具)の「銘板」をご確認ください。

製造メーカーへお問い合わせください

メーカー連絡先が不明、またはメーカーが無くなっている場合「力率」を計算します。

メーカーの回答が

PCBを含む器具であった。 **A**へ

PCBを含まない器具であった。 **B**へ

力率をご確認ください

力率の計算例

$$(1) \text{《力率》} = \frac{E}{(A \times B)}$$

$$(2) \text{《力率》} = \frac{E' + F}{(A \times B)}$$

計算例の記号	表示事項名	表示例
A	「入力電圧」または、「電源電圧」	「100 V」、「200 V」
	「周波数」	「50 Hz」、「60 Hz」、「50/60 Hz」
B	「入力電流」または、「一次電流」	「0.9 A」、「0.435 A」 「420 mA」(⇒0.42 Aに変換が必要)
	「二次電圧」	「147 V」 「200 V」
D	「二次電流」	「0.42 A」
E	「消費電力」	「55 W」
F	「損失電力」	「5 W」
E'	「適合ランプ」	「FLR 40 W x 1」(⇒40Wに変換が必要) 「FL 20 W x 2」(⇒20 x 2 = 40Wに変換が必要)

備考: 二次電圧・二次電流での計算は、始動補助のコンデンサが内蔵されているタイプがあるため注意が必要です。

高力率ですか?(力率 0.85, 85%以上)

YES → PCBを含みます。 **A**へ
NO → PCBを含みません。 **B**へ

製造年(月)を確認してください(施設の完成・改修又は照明器具を保守交換した時期)

1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)8月に生産の安定器ですか?

YES → PCBを含みます。 **A**へ
NO → PCBを含みません。 **B**へ

1974年(昭和49)以前の照明器具かつ1977年(昭和52年)3月以前の施設ですか?

YES → PCBを含む判断が妥当。 **A**へ
NO → PCBを含みません。 **B**へ

A PCBを含む製品

PCB 機器処理を行います。自治体に届け出し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処理申込み・登録を行ってください。
PCB 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

B PCBを含まない製品

各自治体のルールに従い、廃棄物として処理してください。
(産業廃棄物はマニフェスト管理)

PCB廃棄物の処理については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。

[制作] **JLMA** 一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association <http://www.jlma.or.jp/>
〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話:(03)6803-0685(代表) FAX:(03)6803-0064

[協力] 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 環境省PCB廃棄物処理HP <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>
〒100-8975 東京都千代田区麹町1-2-2 電話:(03)3581-3351(代表) FAX:(03)3593-8264

JLMAV 2008A
2016.03/11